議案第６５号

専決処分の承認を求めることについて

久喜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例(平成28年久喜市条例第13号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成２８年６月６日提出

久喜市長　田　中　暄　二

提案理由

改正後の行政不服審査法の施行に伴い、緊急に久喜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を改正する必要が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(別紙)

平成２８年３月３１日

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

久喜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

久喜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例(平成28年久喜市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成28年4月1日以後に地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示(同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付)又は同法第417条第1項後段の規定による通知(以下この項において「公示等」という。)がされる場合」に、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

附　則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。